



### ◎藤岡長敏君著「交通警察論」の紹介

我が國交通警察の權威者である、警視廳交通課長藤岡長敏氏が「交通警察論」を著はされた、人類の文化生活上に於ける要求は交通機關の發明ご改良ごに向けられてゐるが、其の交通機關の能率を擧げしむる爲には、夫れを利用する公衆の自由を制限して社會の秩序を保たなければならぬ、夫れが所謂交通警察の目的である、が併し其のこゝは古來餘り論議研究されてゐない問題であつた、近時自動車や鐵道飛行機の發達に伴つて夫等交通警察に就て世上の話題ご爲つてはゐるが、未だ之に就て理論的に説述した著書のないのは勿論其の指針となる定論さへ無いのを遺憾に思つてゐるこゝ、畏友藤岡君に依つて交通警察に關する理論の指示を得たのは頗る満足することである。

### ◎本會幹事會開催

五月二十四日午後四時から内務省道路課長室に於て幹事會を開いた。丹羽幹事を始め武井、飯沼、牧野、佐藤、三浦、岩澤、都筑、小島の各幹事が出席した、昭和三年度本會總會準備、豫算及事業遂行の各件を議題として詳細に協議し、尙ほ理事會を六月一日に開催することに決定の上、午後八時散會した。

### ◎「土木工事用機械」の紹介

志水直彦氏の著書にして、較近土木建築工事上機械力の使用旺盛ならんとするに方り、機械學專攻の著者により本

本書は交通警察を三部に分類して説述し、第一部は交通

警察法論として交通警察の觀念、法令に依る交通の保護を總説に收め、各論は陸上交通水上交通空中交通の三章に分ちて説明され陸上交通に於ては道路軌道鐵道索道の交通を詳論し、水上交通は於ては水路船舶船員及水先人に至るまでのことを説明し、空中交通に於ては航空機のことより航空運送業に至る近世交通界の新事項にまで論及され、第二部は街路交通整理論を題して、交通整理の必要と目的其の方法及交通整理に關する施設より警察官に依る交通整理及交通取締法規と公衆の訓練に就て詳説し、第三部に於ては交通整理の特殊問題の研究を發表されてゐる、尙此外附錄として歐米諸國の交通ルスターを集録し、警視廳令交通取締規則並に其の主旨、紐育街路交通取締規則、伯林街路取締規則、倫敦交通條例英國街路交通法草案及米合衆國々防評議會案の車馬交通取締規則が添へてある。

本書の内容は叙上の如く有ゆる交通機關の警察に亘つて論述されたが、其の主力が道路交通警察のことにつがれてゐることを通觀するのである、由來交通機關を築造するこ

とに從事する者は其の物を通じて行はる、交通に就て攻究し始めて物の築造方針を決定せなければならぬにも拘はらず、物を造つて後に人の交通の自由を其の物に嵌め込まんとする傾向がある、殊に道路工學に於て其の傾向が甚しきする傾向がある、従つて其の上に行はる、交通が人の自然的意圖に反する少くとも意圖に副はないことを爲るのであつて、折角築造した道路も其の利用價値に缺くる結果を招來するのである、故に道路工學に從事する士に道路交通に關する知識を取得せむことを希望する同時に、此ことを詳論した本書を推奨するのである。

歐米重要都市に於ける街路交通に就ても多大の文献である、固より交通警察に關する一般的法規を制定することこの可否に就ては議論もあらう、併しながら行政區劃を異にする毎に交通行政の違ふのも交通能率を削減することを爲つて、出來得べくんば一般的規定の制定を希望して已まない、是等の立法に着眼する士は是非本書の附錄を參照する必要があらう。

地方警察の典型として爲るべき警視廳に在つては交通警察に専らな我が藤岡長敏氏が、其の行政の實際的見地に立脚して理論の可否を取捨判断し交通警察の指路を論議した本書は交通警察の實務に當る者は勿論交通工具體を築造する任に

ある技術家及交通政策乃至は行政の研究に從事する者は是非讀まなければならぬ良書として本書を推奨するのである  
（定價三圓、東京二松堂書店發行）  
（田中幹事）

### 村長鐵道大臣を叱る

静岡縣濱名郡可美村にある鐵道省の高塚信號所を停車場に變更するに就て、其の敷地に當つてゐる道路を停車場用地にせなければならぬこと、爲つて、双方協議を進めてゐたが協議が成立しない内に鐵道省は管理者である可美村長の承認なしに道路を潰してしまつた、そこで村長は小川鐵道大臣に對し「昭和三年二月二十日以降本村道第四十九號線同第六十四號線同第六十六號線同第七十五號線ヲ許可承認チ得スシテ猥リニ破壊シタルハ道路法規ニ違反ス、依テ三月三十一日迄ニ該路線ノ現狀回復ヲ爲スヘシ、右道路法第五十一條第一項ニ依リ之ヲ命令ス」と言ふ命令を出した。  
命令を受け取つた鐵道省は、村長位が鐵道大臣に命令するとは何事だぞ言つた調子で高飛車に出ようとしたが、村長の命令は道路法の許してゐるところで、無斷に道路を潰したのは明かに鐵道大臣の違法行為であることが判つた、そこで静岡縣當局に事件の解決を依頼したので、内務部長が村長を呼び出して色々交渉するが、可美村長の高橋君はドーコモも聽き容れない、内務部長が監督權で道路管理者の權限を強制するのなら遣つて見るが可い、法の命じた正當の權限を行使したのに監督權で夫れを取消すのなら取消して見よ、と、言ふのが村長の言い分だ、大臣であらうと鐵道局長であらうと、法規に違反したものに制裁を加へるのは法の許したことだぞ言つて争つてゐる。  
此問題が如何に解決さるゝかは斯界に於て重大視しられてゐる、勿論二三線の町村道を廢止するかドーカの問題ではあるが、地方では鐵道省にしろ遞信省にしろ國家の事業ぢやと言ふことを楯に隨分私権を蹂躪し、甚しいものになる様今回いやうに公物である道路や河川を無断で廢止變更し地元を抑壓する事例が多い、併しながら國家事業の爲には違法不法を是認する道理がない、鐵道の爲に道路が犠牲となる道理も理窟もないであつて、高橋村長の路政執行は正當である。如何に監督官廳でも正當行爲を取消す譯には行かないであらう、僕等は高橋村長のやうな町村長が全國に普及し、法律が與へた權限を正當に行使して呉れたなら交通を無視して遞信省電柱を建てるやうな事が無くなつて、善良な道路を見るであらうと思つて、高橋村長の健闘を祈つて已まないさ同時に、下手な處分をして世の笑嘲を受けないやうに静岡縣當局に注意しておく（路政僧）